

にぎわい爆発あつぎ国際大道芸 2026 あつぎグルメフェア出店募集要領

1 出店日時

令和8年11月7日（土）、8日（日）11時～18時

※荒天中止

2 出店場所

厚木公園内の主催者が指定する場所

3 物品等の搬入・搬出時間（予定）

(1) 搬入時間 ① 6日 14時～16時 ② 7日・8日 9時～10時

(2) 搬出時間 ① 7日 イベント終了後～19時

② 8日 イベント終了後～19時30分（完全撤収・時間厳守）

※ただし、来場者が滞留している場合は主催者から別途指示します。

4 出店環境

(1) 出店料 ①テント区画 40,000円（1区画、2日間）

②キッチンカー 35,000円（1区画、2日間）

(2) 備品 ①テント区画 2.7m×3.6m（間口3.6m）、テント横幕（3方向）、
電球1個、コンセント（電気を使用する場合）、長机
2台、パイプイス2脚

②キッチンカー コンセント（100V 1口）

5 廃棄物処理

出店に伴い発生したゴミは、出店者の責任において処理してください。

6 申込み

(1) 募集数 14店（予定） ※申込み多数の場合は抽選

(2) 申込方法 e-kanagawa 電子申請システム

(3) 申込期限 令和8年8月21日（金）まで

(4) 申込結果 令和8年9月上旬頃にメールでお知らせします。

出店料の支払い、出店者説明会についても同時にご案内します。

7 出店の条件等

- (1) 申込時点で、厚木市商店会連合会（市内各商店会）、（一社）厚木市観光協会、厚木商工会議所のいずれかの会員である店舗に限ります。なお、風営法第2条に定める業種及びこれに類する店舗は除きます。
- (2) 過去1年間に他の臨時的な行事へ出店（屋台営業）したことがある場合、臨時屋台営業許可または移動販売車営業許可が必要です。また、販売する商品は日ごろ取り扱っている商品に限ります。（申込時に許可書の写しもご提出ください）
- (3) 原則として、1店舗につき1区画とし、屋台営業については、原則1品目とします。
- (4) 2日間とも出店できる事業者に限ります。
- (5) 安全管理のため、出店者にて消火器を必ずご用意ください。

8 留意事項

- (1) 公園を汚損しないようテント又は車両の下にシートを敷設ください。
- (2) 荒天等により中止となった場合においても、出店料は返還できかねます。
- (3) 食品等によるトラブル（食中毒、異物混入等）について、主催者は一切の責任を負いかねます。
- (4) 11月6日（金）、7日（土）の夜間（予定・17時～9時）には、公園内に警備員を配置しますが、物品の盗難、損傷等の責任は一切負いかねます。
- (5) 夜間はテント内の電源を切りますので、冷蔵庫等の使用はできません。
- (6) 公園内手洗い場での出店者の洗い物は禁止とします。
- (7) 駐車場は用意しておりません。
- (8) 火気の取扱い等には十分に注意してください。
- (9) 備品や公園施設を汚したり、傷つけたりしないでください。万一損傷を与えた場合は速やかに申し出てください。また、損傷箇所については、原因者に補修いただきます。
- (10) 雨天時の環境整備等は事務局では行いませんので、各自で準備をお願いします。